

入院一時金保険

無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)
無配当災害入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)

主な特徴

1

日帰り入院から入院日数にかかわらず一時金をお支払いします!

※睡眠時無呼吸の診断・検査等のための入院は、入院日数が2日以内、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった場合は、お支払いの対象とはなりません。

2

「つまずき、転倒、スポーツ中のケガなど不慮の事故による入院」や「生活習慣病・女性特有の病気を原因とした入院※」に手厚く備えることができます!

※生活習慣病入院一時金保険(または女性入院一時金保険)を付加した場合。

3

3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は回数無制限で保障します!

※支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、入院一時金が支払われることとなった「最終の入院の退院日」の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は継続する1回の入院とみなします(入院の原因は問いません)。

4

1回の先進医療の療養につき技術料最高1,000万円、通算2,000万円を限度に保障します!

※先進医療保険を付加した場合。

※先進医療保険は、白内障を原因とする療養については保障の対象になりません。

しくみ(イメージ図)

契約例

30歳男性 保険期間:終身 保険料払込期間:85歳 ※先進医療は保険期間、保険料払込期間ともに10年
入院一時金:30万円 災害入院一時金:30万円 生活習慣病入院一時金:30万円 保険料払込免除特約2024S付加 先進医療保険付加

30歳

40歳

先進医療

先進医療を受けたとき

先進医療にかかる技術料

+

先進医療にかかる技術料の10%

医療
(一時金)入院
1回につき

300,000円

600,000円

600,000円

終身保障 保険料払込:85歳まで

保険料免除

保険料払込免除特約2024Sを付加しています

主なお取り扱い範囲

保障内容	必須付加	無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)
		無配当災害入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)
	任意付加	無配当生活習慣病入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)
		無配当女性入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)
		無配当先進医療保険(無解約払戻金型)(001) ^{※1}
		無配当保険料払込免除特約2024S

保険期間	10年	終身
保険料払込期間	10年	85歳満了
契約年齢	18歳~75歳 ^{※2}	
配当金	なし	
最低保険料	すべての指定契約の月払保険料を合計して1,000円	

当資料では、指定契約の名称を一部省略して記載しています。(例)無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)⇒入院一時金保険

※1 無配当先進医療保険(無解約払戻金型)(001)については保険期間10年でのみ取扱です。

※2 お取扱いの代理店によっては、契約年齢の範囲が異なることがあります。

この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。お申込みにあたっては、「契約概要」「ご契約に際しての重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

主な保障内容

	指定契約・特約	支払事由等	限度
必須付加	無配当入院一時金保険 (無解約払戻金型) (003)	病気やケガで1日以上入院のとき(入院一時金)	通算20回まで*
	無配当災害入院一時金保険 (無解約払戻金型) (003)	責任開始期以後のケガにより180日以内に1日以上入院、または責任開始期以後の所定の感染症で1日以上入院のとき(災害入院一時金)	通算20回まで
任意付加	無配当生活習慣病入院一時金保険 (無解約払戻金型) (003)	所定の生活習慣病で1日以上入院のとき(生活習慣病入院一時金)	通算20回まで*
	無配当女性入院一時金保険 (無解約払戻金型) (003)	所定の女性疾病で1日以上入院のとき(女性入院一時金)	通算20回まで*
	無配当先進医療保険 (無解約払戻金型) (001)	先進医療による療養を受けたとき(先進医療給付金)	1回につき、1,000万円まで 通算2,000万円まで
		先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき (先進医療支援給付金)	—
	無配当保険料払込 免除特約2024S	がんに罹患し診断確定されたとき、所定の重大疾病状態、要生活介護状態(働けない状態)、公的介護保険制度の要介護2以上、高度障害状態、身体障害状態、特定障害状態のとき、以後の保険料のお払込みを免除します。	—
	指定代理請求特約	被保険者が入院一時金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が入院一時金等の請求や保険料払込免除を請求できます。	—

※3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)を直接の原因として入院一時金が支払われる場合の支払回数については、支払限度には含めません。

留 意 事 項

- 入院一時金等のお支払いは、ご契約(復活)後に発生した不慮の事故または発病した病気を原因とした場合に限りします。
- 支払事由に該当する入院を2回以上した場合、各入院一時金が支払われることとなった「最終の入院の退院日」の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は継続する1回の入院とみなします。それぞれの入院の原因は問いません。
- 不慮の事故による入院一時金等のお支払いは、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に入院を開始した場合に限りします。
- 入院一時金保険は、責任開始日から起算して14日を経過する前に発病した約款に定める感染症(責任開始日時点の感染症予防法に定める新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症)については保障しません。
- 災害入院一時金保険は、責任開始日から起算して14日を経過する前に発病した所定の感染症については、支払の対象になりません。
- 「入院一時金保険」は無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)・無配当災害入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)を同時付加したプランの愛称です。

〈死亡給付金〉

- 入院一時金保険の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき、死亡給付金をお支払いします。
- 死亡給付金額は各指定契約(以下※)の各入院一時金額とします。

※入院一時金保険 ※災害入院一時金保険 ※女性入院一時金保険 ※生活習慣病入院一時金保険

〈解約と解約払戻金〉

- 入院一時金保険における下記の指定契約・特約は「無解約払戻金型」の保険です。

・入院一時金保険	・災害入院一時金保険	・女性入院一時金保険
・生活習慣病入院一時金保険	・先進医療保険	・保険料払込免除特約2024S

- 無解約払戻金型の保険は、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。ただし、保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間満了後に解約された場合は、死亡給付金額と同額の解約払戻金をお支払いします。(先進医療保険、保険料払込免除特約2024Sは除く)

〈保険料割引制度〉

- 割引前の月払保険料の合計額に応じて、保険料を割引きます。

割引前の月払保険料の合計額	10,000円未満	10,000円以上	15,000円以上	20,000円以上	30,000円以上
割引率	—	3%	5%	7%	8%

(お問い合わせ、ご照会)

募集代理店

株式会社足利銀行

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25
TEL.028-622-0111 (大代表)

(ご契約後のご照会)

引受保険会社



太陽生命保険株式会社

(本社)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

お客様サービスセンター 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

※日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します

ホームページアドレス <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>